

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正令和元年法律第 71 号。以下「PFI 法」という。) 第 5 条第 3 項の規定により、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉敏雄

# 幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

## 実施方針

令和3年12月22日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

はじめに

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施するため、P F I法に基づく事業として実施することを予定している。

P F I法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成27年12月18日閣議決定、以下「基本方針」という。）、「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」等にのっとり、本事業の実施方針を定め、ここに公表する。

## 目次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方	7
(2) 選定の手順及びスケジュール	7
(3) 入札の公告	8
(4) 入札説明書に対する質問・回答	8
(5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送	8
(6) 提案書の受付	8
(7) 入札参加者の備えるべき参加資格	8
(8) 審査及び選定に関する事項	13
(9) 落札者を選定しない場合	14
(10) 契約に関する基本的な考え方	14
(11) 提出書類の取扱い	14
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
(1) 予想される責任及びリスクの分類並びに原子力機構・選定事業者間での分担	15
(2) 提供されるサービス水準	15
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項	16
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	16
4. 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1) 立地に関する事項	16
(2) 土地に関する事項	16
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方	17
(2) 管轄裁判所の指定	17
6. 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
(2) 原子力機構の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	17
(4) 融資機関（融資団）と原子力機構の協議	18
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	18

(2) 財政上、金融上の支援に関する事項.....	18
(3) その他の支援に関する事項.....	18
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	18
(1) 情報公開及び情報提供.....	18
(2) 入札に伴う費用負担 .....	18

#### 添付資料

1. 事業計画地案内図・位置図
2. 本事業における地下施設の整備範囲図
3. サービス対価の支払い方法（案）
4. リスク分担表（案）

#### 様式

1. 実施方針等に関する質問書

## 1. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

#### 2) 事業に供される公共施設等の種類等

##### ア 公共施設等の種類

研究施設

##### イ 公共施設等の立地条件

位置	北海道天塩郡幌延町字北進 432 番地 2（添付資料 1 を参照）
敷地面積	約 31,000 m <sup>2</sup>
用途地域等	原野
接道	東側：道道稚内幌延線 幅員 7.5m 西側：町道幌延北進線 幅員 2.5m

#### 3) 公共施設等の管理者等の名称

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄

#### 4) 事業の背景と目的

幌延深地層研究計画は、深度 500m を目途とした 3 本の立坑（東立坑、西立坑及び換気立坑）と複数深度での水平坑道を整備しながら、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関連する様々な技術を実際の地質環境へ適用することを通じて、技術的信頼性を確認し、その向上を図るものである。本計画では、「地上からの調査研究段階（第 1 段階）」、「坑道掘削（地下施設建設）時の調査研究段階（第 2 段階）」及び「地下施設での調査研究段階（第 3 段階）」の 3 つの調査研究段階に分けて進めており、現在は第 3 段階の調査研究を進めている。

幌延深地層研究センターでは、平成 22 年度より深度 350m までの坑道整備と安全管理やデータ取得に関わるサービスを、民活を導入した長期一括の契約（PFI 事業契約）で行い、研究開発の効果的な実施、一本化した地下施設の維持管理、掘削スケジュールの前倒しによる総支出抑制及び予算の平準化を図ってきた。

令和元年度には、深度 350m で実施した研究の成果を報告書として取りまとめ、その結果も踏まえ、引き続き研究開発が必要と考えられる「必須の課題」を設定し、令和 2 年 1 月に「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画」を決定した (<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/press/31/pdf/200129.pdf>)。その後、令和 2 年度以降の研究成果を最

大化するため、令和3年3月に稚内層深部領域の地層が分布する深度500mに坑道を展開して研究を実施することを決定した。研究の実施については、北海道及び幌延町主催の令和3年度の「幌延深地層研究の確認会議」において確認されたことから、令和5年度からは、深度500mまで地下施設を整備しながら研究開発を進める予定である。

深度500mを対象とした研究の実施については、民間の資金及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施する。本事業の主な目的は、次のとおりである。

- ・工事施工データや地質環境データを取得し、令和2年度以降の幌延深地層研究計画に示した課題への取組を支援する。
- ・原子力機構が独自に行う調査研究/原位置試験、機構と共同研究契約を締結した研究機関等が行う調査研究/原位置試験及び施設見学者のために安全な地下施設を提供する。

なお、地下施設とは、幌延深地層研究計画で整備・維持管理・運用される地下の施設をいい、地下施設の整備・維持管理・運用に関わる地上の設備も含まれる。地下施設本体部、仮設備、掘削土（ズリ）置き場及び排水管路から構成される。

## 5) 事業概要

選定事業者は、PFI法に基づき、民間企業ならではの創意工夫を発揮し、地下施設における施設整備、維持管理及び研究支援並びにこれらを実施する上で必要な関連業務を行う。なお、要求水準書（案）は後日公表する。

選定事業者の行う業務は、次のとおりとする。

### ア 事業内容

#### ① 施設整備業務

本事業における施設整備業務は、坑道の整備、掘削土（ズリ）置場の整備であり、それらに付随する業務を含む。想定している整備範囲は以下に示すとおりである。本事業における地下施設の整備範囲図を添付資料2に示す。

##### a) 坑道の想定整備範囲

- ・換気立坑 : 内径4.5m、坑道長120m（深度380m～500m）
- ・東立坑 : 内径6.5m、坑道長150m（深度380m～530m）
- ・西立坑 : 内径6.5m、坑道長150m（深度365m～515m）
- ・350m水平坑道 : 坑道長66.0m（試験坑道6、試験坑道7、大型試験座）
- ・500m水平坑道 : 坑道長203.2m（立坑連絡坑道、試験坑道8・9、ポンプ座、一時避難所）

##### b) 掘削土（ズリ）置場の想定整備範囲

掘削土（ズリ）置場への掘削土の盛土（約32,000m<sup>3</sup>、搬入道路の切替え等を含む。）

## ②維持管理業務

- i) 点検保守・修繕業務
- ii) 機械設備運転・監視業務
- iii) 排水処理設備運転・監視業務
- iv) 清掃業務
- v) 警備業務
- vi) 見学者等来訪者対応支援業務
- vii) 仮設備の更新及び改修業務
- viii) その他維持管理で必要となる業務

## ③研究支援業務

- i) 坑道での研究支援業務
  - ・ 実際の地質環境における人工バリアの適用性確認に係る支援
  - ・ 処分概念オプションの実証に係る支援
  - ・ 上記の「必須の課題」への対応に必要なデータ取得に係る支援
  - ・ 他機関との共同研究等を実施するにあたっての資機材の搬出入や資機材の貸与等への協力
- ii) その他研究支援で必要となる業務
  - ・ 研究支援の実施に必要な一般的業務（作業の安全管理、作業計画の策定、取得データの品質管理、作業報告等）

## イ 選定事業者への対価の支払い

本事業は、いわゆるサービス購入型により実施するものとする。原子力機構は、本事業の実施による施設整備、維持管理及び研究支援の対価（以下「サービス対価」という。）を事業期間中に選定事業者に対して支払うものとする。

施設整備に係る対価については、施設整備期間中に事業契約に定める額を施設整備に係る対価の一部として支払い、また、残りの施設整備に係る対価（支払残額）は、事業契約に定める額を、選定事業者に対し、施設整備完了後から事業終了時までの期間において割賦方式により支払う。

維持管理及び研究支援に係る対価については、事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

なお、具体的な支払方法等の詳細については、添付資料3「サービス対価の支払方法（案）」によるものとする。



6) 事業方式

本事業では、地下施設の維持管理及び研究支援業務を行いながら地下施設の整備を行い、整備した地下施設の所有権を定期的に原子力機構へ引渡す方式とする。

なお、事業期間中は、土地を原子力機構が選定事業者に、本事業の実施に必要な範囲（ただし宿舍の用に供する土地は含めない。）を無償で貸与する。

7) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までの約 6 年間とする。

8) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 4 年 12 月	選定事業者との基本協定締結
令和 5 年 1 月～令和 5 年 3 月	前施工業者からの引継ぎ期間
令和 5 年 4 月	選定事業者との事業契約締結
令和 5 年 4 月～令和 8 年 3 月	施設整備業務の期間
令和 5 年 4 月～令和 11 年 3 月	維持管理業務の期間
令和 5 年 4 月～令和 11 年 3 月	研究支援業務の期間
令和 11 年 3 月	事業契約の完了

9) 事業に必要と想定される根拠法令等

ア 事業に必要と想定される根拠法令等

P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）のほか、次に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- ①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法
- ②独立行政法人通則法
- ③労働基準法
- ④労働安全衛生法
- ⑤作業環境測定法
- ⑥じん肺法
- ⑦消防法
- ⑧環境基本法
  - ・水質汚濁防止法
  - ・土壌汚染対策法
  - ・大気汚染防止法
  - ・騒音規制法

- ・振動規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・都市計画法
- ⑩火薬取締法
- ⑪建設業法
- ⑫電気事業法
- ⑬その他本事業を行うに当たり必要な関連法令、条例等

#### イ 地域との協定書及び確認書

幌延深地層研究計画の実施に当たり、次に掲げる北海道、幌延町との協定書及び確認書並びに北るもい漁業協同組合との協定書及び確認書を締結している。

選定事業者は、協定書及び確認書の内容を踏まえた上で、地下施設の整備等の実施に当たり、研究に従事する原子力機構の職員が、便利でかつ安全に利用できる地下空間施設とすること、原子力機構が必要とする機能及び性能を現在及び将来にわたり保持することを施設整備の基本的な目標とする。

- ① 幌延町における深地層研究に関する協定書（北海道、幌延町）

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/121116kyouteisyo.pdf>

- ② 幌延町における深地層研究に関する協定書に係る確認書（北海道、幌延町）

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/121208kakuninsyo.pdf>

- ③ 幌延深地層研究所の放流水に関する協定書（北るもい漁業協同組合）

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/0127-02.pdf>

- ④ 幌延深地層研究所の放流水に関する確認書（北るもい漁業協同組合）

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/1211-01.pdf>

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/230317kakuninsyo.pdf>

#### 1 0) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、選定事業者は、地下施設を入札説明書等に示す良好な状態で速やかに次期事業者を引き継ぐものとする。

#### 1 1) 実施方針等に関する質問受付、実施方針等に関する質問回答公表

原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 幌延深地層研究センター 深地層研究部 研究計画調整グループにおいて、実施方針等に対する民間事業者からの質問（意見も含む。）を受け付ける。質問回答は次の要領にて行う。

[実施方針等に関する質問の提出]

ア 受付期間：令和4年1月5日（水）～1月25日（火）16時まで

イ 提出方法：実施方針等に記載の内容に関して質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式1）に記入すること。その後、以下の URL から、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載の上、問合せ内容に「質問書の提出」を選択して、回答すること。届いた返信メールに記載の方法で質問書を送付すること。

問合せ先 URL：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeFBJQdfLOHeF1VBokTjB-DrPoo-iaeL5mjFTGe42k7kz48Tg/viewform>

上記の URL を、「\*」を「:」に変換した上で、御使用のブラウザのアドレスバーにコピーして、問合せること。

ウ 回答：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年2月10日（木）までに日本原子力研究開発機構ホームページへの掲載等により公表する。

掲載 URL：<https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/horonobe2021/>

## 1 2) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針等を変更することがある。

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 選定方法

原子力機構は、次の評価基準に基づき、原子力機構自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設整備及び維持管理・研究支援等が同一水準にある場合において、原子力機構の財政負担の縮減が期待できること。

イ 原子力機構の財政負担が同一水準にある場合において、施設整備及び維持管理・研究支援等の水準の向上が期待できること。

### 2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出に関する定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 上記ア及びイを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

### 3) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに原子力機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、施設整備、維持管理及び研究支援の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の選定に際しては幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。そのため、落札者の選定に当たっては、地下施設の施設整備、維持管理及び研究支援に係る対価の額並びに施設整備、維持管理及び研究支援に係る能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価落札方式）を行う予定である。

落札者の選定は2段階により実施し、第1段階は第一次審査（競争参加資格確認審査）、第2段階は第二次審査（提案内容審査）を行う。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっての手順及びスケジュール（予定）は、次のとおりである。

- 令和4年3月頃 特定事業の選定
- 令和4年4月頃 入札公告、入札説明書等の公表
- 令和4年5月頃 入札説明書等に関する質問受付（1回目）
- 令和4年5月頃 入札説明書等に関する質問回答（1回目）
- 令和4年6月頃 第一次審査書類（参加表明書・資格確認申請書）の受付
- 令和4年6月頃 第一次審査（競争参加資格確認審査）結果の通知
- 令和4年6月頃 入札説明書等に関する質問受付（2回目）
- 令和4年7月頃 官民対話の実施
- 令和4年7月頃 入札説明書等に関する質問回答（2回目）
- 令和4年9月頃 第二次審査書類（提案書）の受付
- 令和4年11月頃 落札者の選定
- 令和4年12月頃 基本協定の締結

## 令和5年4月頃 事業契約締結

### (3) 入札の公告

実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等）を公表する。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程」等に基づいて実施する。

### (4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的な事項は入札説明書において示す。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

### (5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送

本事業への応募者に対しては参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。（以下、応募者のうち入札参加資格があると認められた者を「入札参加者」という。）なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

### (6) 提案書の受付

入札参加者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、原子力機構が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

### (7) 入札参加者の備えるべき参加資格

#### 1) 入札参加者の参加要件等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、2.(10)2)に示す特別目的会社に必ず出資する者であること。入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、次の要件を満たすこと。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、本事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定しているもの（以下「協力会社」という。）

についても、参加表明書において協力会社として明記し、次の要件を満たすこと。

なお、原子力機構が発注した本事業に係る設計業務（全体設計含む。）に従事した企業は、本事業に入札参加者又は協力会社として参加できないものとする。

また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

ア 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、原子力機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「北海道地区」において受けていないこと。

エ 原子力機構が本事業について、本事業のアドバイザー業務を委託する三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

オ 入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

カ 2.（8）において定めるPFI事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（上記エ、オについても同様）。

キ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## ②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

## ② その他の入札の適正さが阻害される場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ク 警察当局から、原子力機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

## 2) 入札参加企業の構成員等の資格等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のうち施設整備、維持管理及び研究支援の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、ア、イのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

ア 施設整備及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。

### ① 審査値

施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、文科省における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事 1,200 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

### ② 工事实績

平成 15 年度以降に元請として（共同企業体の構成員としては、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）、おおむね深度 200m 以上、内径 4m 以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること（令和 5 年 3 月 31 日までに完了見込みの工事を含む。）。

なお、実績は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※1）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※2）、都道府県及び市町村が発注した業務に限る。

### ③ 配置予定技術者

#### （ア）資格

資格は、以下の i) 及び ii) に該当すること。

i) 専任で配置できること。

ii) 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）で監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

#### （イ）工事経験

平成 15 年度以降で元請けとして（共同企業体の構成員としては、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）、おおむね深度 200m 以上、内径 4 m 以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること（令和 5 年 3 月 31 日までに完了見込みの工事を含む。）。

なお、実績は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※1）、省庁、独立行政法



人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※2）、都道府県又は市町村が発注した業務に限る。

※1：原子力事業者

電気事業法第 2 条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者

原子炉等規制法第 44 条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者

原子炉等規制法第 13 条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者

原子炉等規制法第 23 条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者

原子炉等規制法第 43 条の 4 の規定に基づいた貯蔵の事業の許可を受けた事業者

原子炉等規制法第 51 条の 2 の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者

原子炉等規制法第 52 条の規定に基づいた使用の許可を受けた事業者

※2：旧公団等とは、民営化によって組織された、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)などで、民営化後の発注案件も業務実績とすることができる。

イ 研究支援に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ① 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発に係る業務の受託実績を有し、本件に従事できる研究者又は技術者を配置できること。
- ② データ取得に必要な研究坑道内における作業（坑道壁面調査、ボーリング調査等）の実績を有し、またボーリング孔を利用した調査、測定機器の設置、モニタリングが実施できる技術及び知識を有していること。

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、原子力機構と協議を行い、原子力機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、事業契約締結までに上記 1）及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

## (8) 審査及び選定に関する事項

### 1) 提案書の審査に関する基本的考え方

民間事業者の選定に当たり、原子力機構に学識経験者・有識者等で構成するPFI事業審査委員会を設置する。PFI事業審査委員会は、提案内容審査における評価項目の検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

なお、落札者決定基準は入札説明書等において提示する。

### 2) 審査手順等に関する事項

審査は、総合評価落札方式によることとし、第一次審査（競争参加資格確認審査）と第二次審査（提案内容審査）の2段階に分けて実施する。

PFI事業審査委員会は、入札価格及び施設整備・維持管理・研究支援能力及びその他の条件等を総合的に評価する。

原子力機構は、PFI事業審査委員会での提案内容評価及び価格評価の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い提案をした入札参加者を落札者とする。

PFI事業審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記(7)1)アの規定に基づく入札参加者の制限又は原子力機構から指名停止措置を受けた場合には選定しない。

各審査の主な項目は次のとおりとし、具体的な評価基準については入札説明書等において示す。

#### ア 第一次審査（競争参加資格確認審査）における審査の項目

- ① 入札参加者の構成等の適正審査
- ② 入札参加者及び協力会社の参加要件の適正審査
- ③ 入札参加者及び協力会社の資格等要件の適正審査

#### イ 第二次審査（提案内容審査）における審査の項目

- ① 入札金額の適格審査
- ② 基礎項目の適正審査
- ③ 加点項目の審査
- ④ 基礎項目の適正審査、加点項目の審査及び入札金額から、総合評価値を求めて落札者を選定する。

※入札参加者に対して提案内容等に関するヒアリングを実施することもある。

### 3) 選定結果の公表

原子力機構はPFI事業審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を選定した場合には、その結果を速やかに原子力機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表す

る。

#### (9) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す。

特定事業の選定を取り消す場合には、この旨を速やかに公表する。

#### (10) 契約に関する基本的な考え方

##### 1) 事業契約の概要

事業契約は、施設整備、維持管理及び研究支援業務を包括的かつ詳細に規定する令和11年3月までの契約となる。なお、事業契約書(案)については入札説明書とともに公表する。

##### 2) 特別目的会社の設立

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、原子力機構は、落札者と地下施設における施設整備業務、維持管理業務及び研究支援業務の遂行に当たって必要となる事項等を規定した基本協定を締結する。その後、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%とする。すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、原子力機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

#### (11) 提出書類の取扱い

##### 1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他原子力機構が必要と認める場合には、原子力機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第11条に基づく客観的評価の公表(審査講評の公表)以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた書類等は返却しない。

## 2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（特許権等）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

## 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### (1) 予想される責任及びリスクの分類及び原子力機構・選定事業者間での分担

#### 1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、原子力機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、原子力機構が責任を負うこととする。

#### 2) 予想されるリスクと責任分担

原子力機構と選定事業者の責任分担は、「リスク分担表（案）」（添付資料4）で示した分担によることを想定している。

ただし、民間事業者からの意見等により、入札公告までにリスクの明確化や分担の変更等を行うことがある。原子力機構と選定事業者の責任分担は、これらの手続を踏まえて、入札公告時に公表する事業契約書（案）において定める。

#### 3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原子力機構又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則として、責任を負う者が全額負担することとする。また、原子力機構及び選定事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において定める。

### (2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として入札説明書と併せて提示する。

### (3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 有価証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 金融機関等の保証
- ・ 施設整備期間中における履行保証保険契約等による保証措置

### (4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### 1) モニタリングの目的

原子力機構は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

#### 2) モニタリングの実施時期

事業のモニタリングは、施設整備、維持管理、研究支援の各段階において実施する。

#### 3) モニタリングの結果に対する措置

モニタリングの結果は、原子力機構から事業者に対して支払額の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される水準を下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

改善勧告や支払減額等のモニタリングに係る詳細な手続等については入札説明書等において示す。

## 4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 立地に関する事項

立地条件は、1. (1) 2) イに示すとおり。その他詳細の条件は要求水準書にて提示する。

### (2) 土地に関する事項

本事業の実施予定地のうち1. (1) 2) イに示す部分については、原子力機構で所有しており、掘削土（ズリ）置場については、幌延町と土地賃貸借契約を締結している。

## 5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### (1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、原子力機構と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

### (2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 6. 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由について、選定事業者の責めに帰すべき事由による場合、原子力機構の責めに帰すべき事由による場合、いずれの責めにも帰さない不可抗力等の事由による場合等に分けて、それぞれの措置を事業契約において規定するものとする。基本的な考え方は次のとおりである。

### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行が生じた場合、原子力機構は、事業契約の規定に基づき、事由に応じて、選定事業者に対して、一定期間を定めて催告を行った後、又は直ちに事業契約を解除することができるものとする。
- 2) 前項により原子力機構が事業契約を解除した場合、原子力機構は事業契約に定めるところに従い、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

### (2) 原子力機構の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 原子力機構の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- 2) 前項にかかわらず、原子力機構は事業契約に定める一定期間より前に通知を行うことにより、事業契約の解除を行うことができる。
- 3) 前各項により事業契約が解除される場合、原子力機構は、選定事業者に生じる損害を事業契約に基づき賠償するものとする。

### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 不可抗力その他原子力機構又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により

本事業の継続が困難となった場合、原子力機構は事業契約に基づき、契約の全部又は一部を解除することができる。

2) 前項により事業契約が解除される場合、原子力機構は、選定事業者に生じる損害を事業契約に基づき負担するものとする。

#### (4) 融資機関（融資団）と原子力機構の協議

原子力機構は、選定事業者からの要請に基づき、本事業の継続性をできるだけ確保する目的で、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

### 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

#### (2) 財政上、金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置等は想定していない。

#### (3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

1) 事業実施に必要な許認可等に関し、原子力機構は必要に応じて協力を行う。

2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、原子力機構と選定事業者で協議を行う。

### 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 情報公開及び情報提供

特定事業の実施手続に関する情報提供は、適宜、原子力機構ホームページへの掲載等、適切な方法により行う。

#### (2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 幌延深地層研究センター 深地層研究部  
研究計画調整グループ

問合せ先 URL :

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeFBJQdfLOHeF1VBokTjB-DrPoo-iaeL5mjFTGe42k7kz48Tg/viewform>

上記の URL を、「\*」を「:」に変換した上で、御使用のブラウザのアドレスバーにコピーして、問合せること。

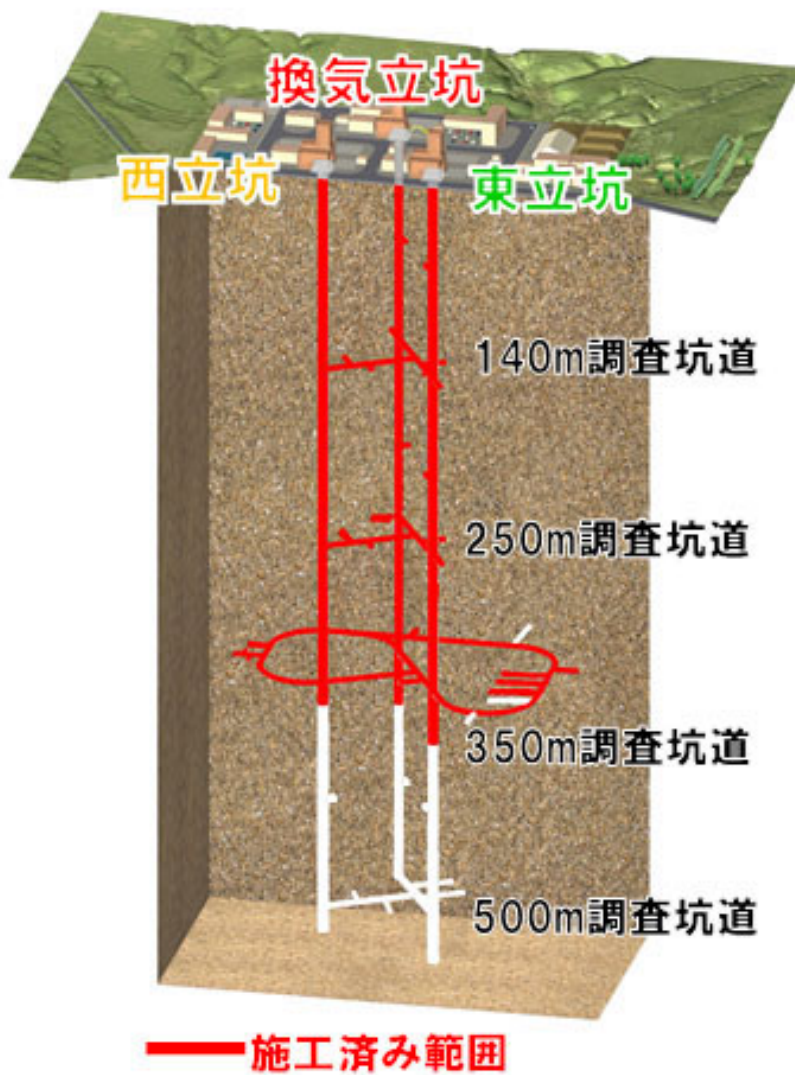
なお、本実施方針の内容に関して、電話及び FAX による質問・意見は受け付けません。





添付資料2 本事業における地下施設の整備範囲図

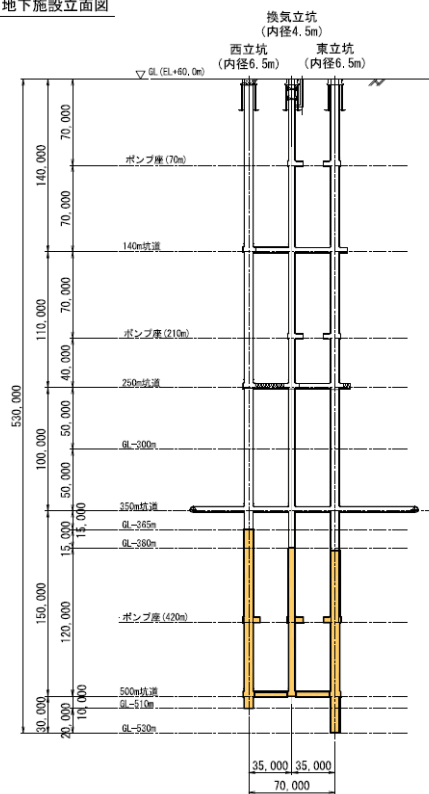
本事業における地下施設の想定整備範囲図を図1～図3に示す。



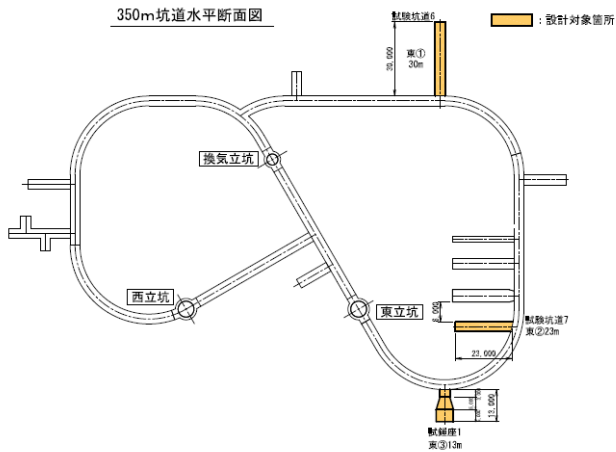
立坑や水平坑道の白抜き部分を掘削する。

図1 想定整備範囲の概要図

地下施設立面図



350m坑道水平断面図



500m坑道水平断面図

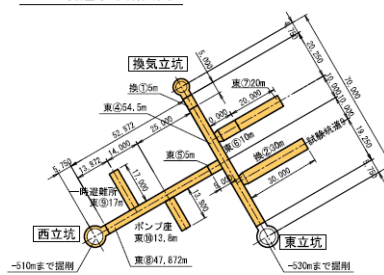
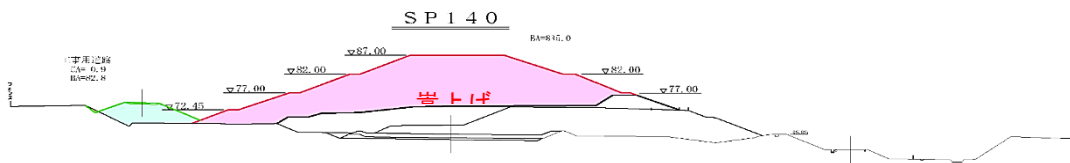


図2 想定坑道レイアウト



(平面図)



(断面図)

図3 掘削土(ズリ)置場 想定盛立計画図

添付資料3 サービス対価の支払方法（案）

本資料は、本事業のサービス対価の構成及び支払方法の概要を示すものである。

本資料で使用する用語は特に指定しない限り、「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業実施方針」によるものとする。

1. サービス対価の構成

サービス対価は、施設整備業務に要する費用（以下「施設整備対価」という。）、地下施設の維持管理業務に要する費用（以下「維持管理対価」という。）及び研究支援業務に要する費用（以下「研究支援対価」という。）から構成される。

詳細は、表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項目	区分	構成される費用の内容
施設整備対価	施設整備費	施設整備業務に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下施設整備</li> <li>・ 調査・計測等</li> <li>・ 安全・環境対策</li> <li>・ 工事用仮設備の調達・設置</li> <li>・ 各種申請等に要する費用</li> </ul>
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の開業に伴う諸費用</li> <li>・ 建中金利</li> <li>・ 融資組成手数料</li> <li>・ その他施設整備に関して必要となる費用※</li> </ul>
	割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割賦金利</li> </ul>
維持管理対価	維持管理費	地下施設等の維持管理業務に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下施設（仮設備を含む）の点検保守・修繕</li> <li>・ 機械設備運転・監視業務</li> <li>・ 排水処理設備運転・監視業務</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 警備業務</li> <li>・ 見学者等来訪者対応業務に係る費用</li> <li>・ 前施工業者からの業務引継ぎに係る費用</li> <li>・ 事業期間終了後の次期施工業者への引継ぎに係る費用</li> </ul>
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定事業者の管理運営費</li> <li>・ 保険料</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益（株主への配当減資等）</li> <li>・その他本事業を実施するために必要となる費用※</li> </ul>
研究支援対価	研究支援費	地下施設における研究支援業務に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の地質環境における人工バリアの適用性確認に係る支援</li> <li>・処分概念オプションの実証に係る支援</li> <li>・上記の「必須の課題」への対応に必要なデータ取得に係る支援</li> <li>・その他研究支援業務※</li> </ul>
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他本事業を実施するために必要となる費用※</li> </ul>

注) ※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する上で必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず加えること。

#### (1) 施設整備対価

施設整備対価は、施設整備業務に係る一切の費用（その他費用含む。）及び割賦手数料から構成されるものとする。

割賦手数料は、施設整備に係る支払残額を分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。割賦手数料の料率は、基準金利と、応募者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。

なお、当該対価には、施設整備に必要となる仮設備の調達・設置に係る費用を含むものとする。

#### (2) 維持管理対価

維持管理対価は、維持管理業務及びその他本事業を運営するために実施するために必要となる一切の費用（その他の費用を含む。）から構成されるものとする。

#### (3) 研究支援対価

研究支援対価は、研究支援業務に関して必要となる一切の費用（その他の費用を含む。）から構成されるものとする。

### 2. サービス対価の支払い方法

#### (1) 支払方法

「施設整備対価」「維持管理対価」「研究支援対価」で構成されるサービス対価は、事業期間中、年2回、全12回の支払を予定している。なお、支払う金額は、サービス対価総

額として、各回とも原則一定額とする（ただし、金利変動に伴う施設整備に係る割賦手数料の増減は除く。）。なお、年度ごとの各対価の内訳については、一定額である必要はない（支払イメージは図1参照）。

#### （2）施設整備対価

施設整備対価は、施設整備期間中と施設整備完了後に分けて支払うものとする。

施設整備期間中は、年2回、全6回の支払いを予定している。1回当たりに支払う金額は、「サービス対価総額」から「維持管理対価」と「研究支援対価」の合計額を控除した額を地下施設整備に係る対価の一部として支払う。

施設整備完了後は、施設整備期間中に施設整備に係る対価として未払いの金額（以下「支払残額」という。）を、事業期間終了まで年2回、全6回、元利均等払いによる支払いを予定している。また、施設整備に係る割賦手数料は、支払残額を元本とし、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定する。

基準金利の詳細については、入札説明書等にて示す。

#### （3）施設整備対価以外の対価

「維持管理対価」及び「研究支援対価」は、事業期間中、年2回、全12回の支払いを予定している。これら対価は、支払い対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いは行わない。

#### （4）1円未満端数の取り扱い

入札に当たっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目ごとに「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。

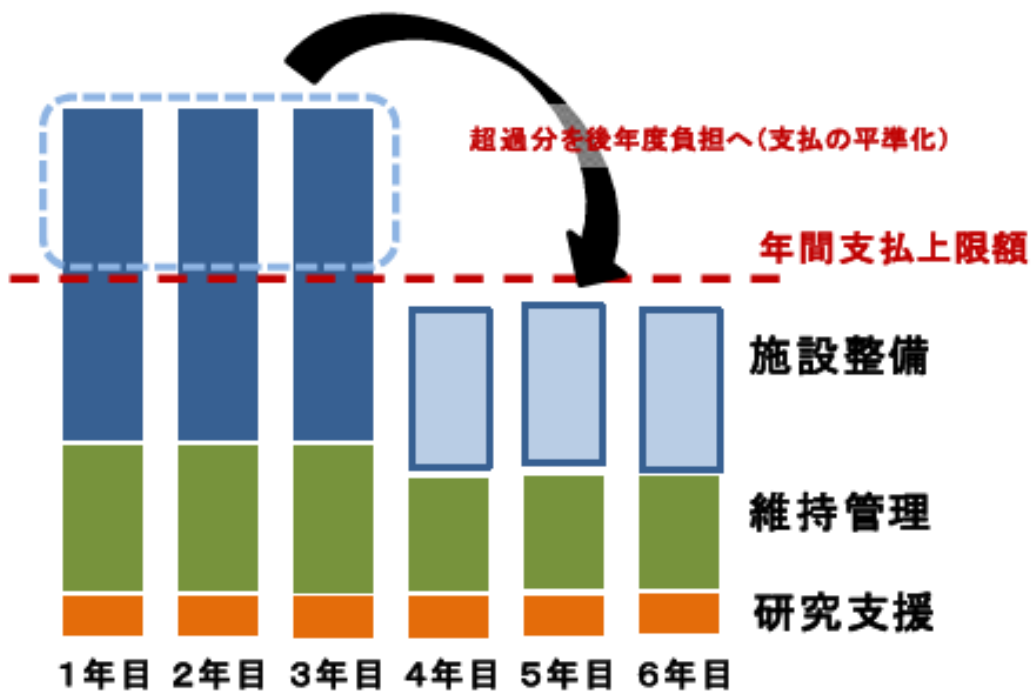


図1 サービス対価支払イメージ

注) 上図の各対価の内訳は、あくまでもイメージであり、実際の関係を示したものではないことに留意すること。



添付資料4 リスク分担表（案）

リスク分担表（共通事項）

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
選定企業等に関するリスク	1	事業者が業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に関する責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。
支払い遅延リスク	2	機構の支払いの遅延に関する責任	○		機構は事業者に遅延利息を支払う。
	3	事業者の機構への支払いの遅延に関する責任		○	事業者は機構に遅延利息を支払う。
資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
金利変動リスク	5	基準金利確定日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		契約締結後、特定の時期（施設整備完了日の2営業日前を予定）に、基準金利を入札時のものから改定する。
	6	基準金利確定日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
物価上昇リスク	7	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による費用の増加		○	
機構の関連業務に関するリスク	8	機構が本施設に関連して別途発注する業務において、機構が使用する第三者（その使用人を含む。）に関する責任	○		ただし、事業者による当該第三者との調整等が不相当であったと認められる場合を除く。
一般的損害リスク	9	施設の引渡し前に、施設に関して生じた一般的損害その他事業期間中に事業者が行う業務に関して生じた一般的損害	△	○	ただし、機構の帰責事由により生じた損害など機構の負担とされているものや他の条項で規定のあるものを除く。また、損害は保険等により填補された部分を除く。
第三者賠償リスク	10	機構の帰責事由による第三者に対する損害賠償	○		帰責者を特定できない場合には、不可抗力として扱う。
	11	事業者の帰責事由による第三者に対する損害賠償		○	
不可抗力リスク	12	災害対策基本法第2条第1号に定める災害、その他機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない地滑り、突発的な湧水・ガス噴出、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工事用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの（ただし、要求水準書で基準を定めたものにおいては、基準を超えるものに限る。）	○	△	不可抗力による負担のうち、施設の整備に係る費用ないし損害については同負担の累計額が施設整備費の1%に至るまでは事業者の負担とし、これを超える費用は機構の負担とする。また、維持に係る費用ないし損害については同負担の年度毎の累計額が年度毎の維持管理の1%に至るまでは、事業者の負担とし、これを超える費用は

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
					機構の負担とする。さらに、研究支援に係る費用ないし損害については同負担の年度毎の累計額が年度毎の研究支援の1%に至るまでは、事業者の負担とし、これを超える費用は機構の負担とする。 なお、機構が過分の費用を負担する必要が生じた場合には、機構は事業契約を解除できるものとする。 また、要求水準書で定めた基準を超えない不可抗力については、一般的損害として扱う。
法令変更リスク	13	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上、重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による費用の増加	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、機構は契約解除できるものとする。
	14	上記以外の法令変更又は新設による費用の増加		○	
税制変更リスク	15	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
	16	本事業における施設整備、維持管理又は研究支援に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更または新設による増加費用		○	
	17	15、16以外の税制の変更又は新設による増加費用	○		
要求水準の確保リスク	18	事業者が実施する全ての業務における、要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、若しくは要求水準を達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善のために生じた費用		○	
要求水準変更等リスク	19	機構の帰責事由による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
	20	事業者の帰責事由による要求水準の変更により生じる増加費用		○	
許認可取得遅延リスク	21	機構が行う許認可の遅延に関する責任	○		
	22	事業者が行う許認可の遅延に関する責任		○	
知的財産権侵害リスク	23	本事業の実施に当たり、事業者の帰責事由により第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物が第三者の知的財産権		○	機構が提示した設計図書における知的財産権等の侵害等については、機構が当該リスクを負担する。

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
		等を侵害した場合に第三者に生じた損害の賠償			
政策リスク	24	本事業に直接的影響を及ぼす機構又は国の政策変更に関する責任	○		国の予算等に関する承認が得られない場合を含む。
入札説明書の誤りに関するリスク	25	入札説明書の誤りによる責任	○		
土地、既設坑道、その他施工箇所の瑕疵リスク	26	事業者が事業契約締結前に合理的に予期できない土地、既設坑道、その他施工箇所の瑕疵に起因する増加費用	○		
	27	事業者が事業契約締結前に合理的に予期できた土地、既設坑道、その他施工箇所の瑕疵に起因する増加費用		○	
機構の貸与資料に関するリスク	28	用地に関する機構の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
近隣対策リスク	29	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
	30	本事業の実施に関して、機構の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
環境対策リスク	31	事業者が実施する業務に伴う、有害物質の排出・漏洩、工事に関する水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気、その他環境に悪影響を及ぼすことによる責任		○	
住民問題リスク	32	事業内容そのものに対する住民の反対運動、訴訟による責任	○		
	33	本契約に基づき事業者が実施する業務に対する住民の反対運動、訴訟による責任		○	
臨機の措置リスク	34	災害防止のための臨機の措置に要した費用	○	○	通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない認められた部分については機構が、その他については事業者が支払う。 また、災害防止には、当該災害

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
					が生じる前及び生じている間 (損害が発生し続けている間) の防止も含む。
排水管路損傷等 による送水不可 能リスク	35	排水管路が事業者の責めに帰すべ からざる理由により破損し、使用 が不可能となったことにより排水 の送水が出来なかった場合の責任	○		
債務不履行等リ スク	36	機構による債務不履行や国の不承 認による責任	○		
	37	事業者による債務不履行や事業放 棄、破綻による責任		○	
施設の移管リス ク	38	事業終了時における施設の性能確 保に関する責任		○	
	39	事業の終了手続に関する諸費用の 増加に関するもの及び事業者の清 算手続に関する責任		○	
コロナでの事業 遅延	40	機構の基準で事業が遅延する場合	○		
	41	事業者の基準で事業が遅延する場 合		○	

※負担者の凡例

○ : リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ : リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄 : 原則としてリスク負担がない

リスク分担表（調査・設計・建設に関する事項）

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
調査の不備リスク	40	機構が実施した測量・調査に関する責任	○		
	41	事業者が実施した測量・調査に関する責任		○	
設計図書の不備リスク	42	機構が提示した設計図書に関する責任	○		ただし、仮設備等に係る参考図を除く。
	43	事業者の提案等による設計図書の修正に関する責任		○	
設計変更に伴う費用の発生リスク	44	機構の帰責事由による増加費用	○		
	45	事業者の帰責事由による増加費用		○	
施工計画の不備リスク	46	施工計画の不備による責任		○	
地中障害物の処理リスク	47	与条件として明示していない地中障害物の処理による責任	○		
	48	地中障害物の上記以外の責任		○	
電波障害の発生リスク	49	通常予見可能な電波障害の発生による責任		○	予見不可能な電波障害は不可抗力として扱う。
技術工法等の欠陥リスク	50	技術工法等の欠陥による責任		○	
瑕疵担保リスク	51	事業契約で定める瑕疵担保責任の負担		○	瑕疵担保の期間は、施設の全部の引渡しから2年間とする。ただし、瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、構造耐力上主要な部分について生じた場合、又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産について生じた場合には、施設の全部の引渡しから10年とする。
既存設備等に係る前施工業者からの引き継ぎに関するリスク	52	前施工業者からの既存設備等の引き継ぎに関する責任		○	
既施工施設の瑕疵等リスク	53	既施工施設の瑕疵等による責任	○		
部分使用による損害リスク	54	引き渡し前の機構の施設の利用による責任	○		
事業用地の維持保全リスク	55	施設整備期間中の用地の維持保全及びこれに要する費用		○	

※負担者の凡例

- : リスクが顕在化した場合に原則として負担する
- △ : リスクが顕在化した場合に限定的に負担する
- 空欄 : 原則としてリスク負担がない

リスク分担表（維持管理に関する事項）

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
施設の機能の維持リスク	56	事業者の判断により設置した施設（事務所、休憩所、浄化槽等）の機能維持不備による責任		○	
施設改修・修繕等に係るリスク	57	機構の帰責事由による費用負担の増加	○		機構の指示による業務内容の変更によるものを含む。
	58	事業者の帰責事由による費用負担の増加		○	要求水準に適合させるための改修・修繕工事実施や修繕費が予想を超過した場合を含む。
施設の損傷リスク	59	機構の帰責事由による施設の損傷	○		
	60	事業者の帰責事由による施設の損傷		○	事業期間中の通常劣化によるものを含む。
	61	不可抗力による施設の損傷	○	△	不可抗力における費用負担に基づく。 なお、原因者が特定できない施設の損傷は不可抗力として扱う。
維持管理の中断等に関するリスク	62	機構の帰責事由による維持管理の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による責任	○		
	63	事業者の帰責事由による維持管理の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による責任		○	

※負担者の凡例

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則としてリスク負担がない

リスク分担表（研究支援に関する事項）

リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
調査研究支援項目の変更リスク	64	機構の判断・指示による等、機構の帰責事由による調査研究支援項目、実施範囲、実施場所、要求水準の変更に関する責任	○		地質環境、研究の進展によるものを含む。
	65	事業者の判断による等、事業者の帰責事由による調査研究支援項目、実施範囲、実施場所、要求水準の変更に関する責任		○	地質環境、研究の進展によるものを含む。
取得データの品質、データ取得時期・提出時期の遅延リスク	66	取得されたデータの品質が不備である場合、紛失した場合、取得出来なかった場合、又は要求時期を逸したデータ取得の遅延やデータ提出時期の遅延による責任		○	
データ取得環境の保全リスク	67	繰り返し計測・連続観測孔の崩壊、坑内環境（温度・湿度・振動・換気・排水・通電など）の管理不備による計測装置の故障等による責任		○	
技術革新リスク	68	契約時に想定した調査技術等に係る技術革新により新たな方法が必要となる場合の責任	△	○	事業者は、可能な限り当初想定した費用の範囲内で技術革新に対応しなければならない。ただし、事業者の帰責事由によらずにやむを得ず当初想定した費用が増加する場合には、機構は合理的な範囲で増加費用を負担する。
著作権法に関するリスク	69	取得されたデータを無断で事業者が開示した場合、使用した報告書を公表した場合の責任		○	
計測機器の故障・破損リスク	70	事業者の帰責事由による計測時の計器類の故障、ケーブルの断線等による責任、耐久年数に満たない故障、孔内観測時における孔内崩壊・ガス噴出等による観測機器の破損、落雷などの自然的若しくは人工的な異常電流の発生による観測機器の破損、又は既に設置済（計測開始済を含む）の計測機器を、事業者が実施する別の作業などにより破損することによる責任		○	
調査研究計画書・報告書の品質の不備リスク	71	調査研究計画書・報告書の不備による責任		○	



リスク項目	番号	リスクの内容	負担者		備考
			機構	事業者	
安全管理に係るリスク	72	機構が、事業者の策定した安全管理体制を順守しなかった等、機構の原因で発生した事故・災害による責任	○		
	73	事業者の安全管理・計画・対策の不備による事故・災害、事業者が策定した安全管理体制を順守しなかった等、事業者の原因で発生した事故・災害による責任		○	
実施体制の不備リスク	74	下請を含む実施体制の不備や仮設備・材料手配不備による遅延による責任		○	
工程調整不足に関するリスク	75	機構の帰責事由による工事との工程調整不備による責任	○		
	76	事業者の帰責事由による工事との工程調整不備による責任		○	
支援項目の実現不可能リスク	77	事前に予測不可能な事態が発生することにより、支援項目・要求水準を満足することが物理的に不可能であること、又は著しい危険を伴うことが判明した場合の責任	○	△	不可抗力として取り扱う。
試験の一時中断や実施時期の変更リスク	78	事業者の判断において建設と並行した試験や複数の試験を並行して実施した結果、影響が及ぶなどして要求水準に適合する試験の実施が困難と認められた場合の責任		○	

※負担者の凡例

○ : リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ : リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄 : 原則としてリスク負担がない